

放課後子ども総合プランに係る行動計画について（案）

➤ 放課後子ども総合プランについて

平成 26 年 7 月、すべての小学生児童の安心・安全な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の推進を目指し、文部科学省及び厚生労働省が策定。具体的には、平成 31 年度末までに、全国すべての小学校区（2 万か所）において、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型として実施することを目標としている。

各市町村は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針により、上記目標達成に向けた計画を策定することとなっている。

※一体型・・・放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。

※連携型・・・放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所において、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加するもの。

➤ 本町における実施状況（平成 26 年度時点）

（1）放課後児童クラブ

- ・ 11 か所設置（うち公営 9 か所（小学校内）、民営 2 か所（小学校外））しており、町内すべての小学校区で実施。

（2）放課後子供教室

- ・ 精華まなび体験教室を各小学校区ごとに設置し、月に 1 回、地域の方々の協力を得、小学校施設を活用した文化活動やスポーツ活動等を実施。

平成 26 年度時点、町内 5 小学校区のうち、3 小学校区で実施。

➤ 本町の行動計画

（1）放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・ 平成 26 年度時点、町内すべての小学校区で実施しており、今後も引き続き実施していく。

（2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・ 平成 31 年度までに、すべての小学校区において一体型または連携型での実施を目指す。

（3）放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画

- ・ 平成 31 年度までに、すべての小学校区において定期開催できるよう、計画的な整備を推進する。

（4）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・ 放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室（精華まなび体験教室）のコーディネーター等が連携し、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場を設ける。

（5）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・ 運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について協議を行い、利用計画を検討する。
- ・ 放課後子供教室（精華まなび体験教室）実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書館等の一時利用を促進する。

（6）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・ 総合教育会議等を活用し、総合的な放課後対策について検討する。

（7）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

- ・ 平成 26 年度時点、町内すべての小学校区で平日午後 7 時までの利用時間延長を行っており、今後も引き続き実施していく。